

やまなし環境教育等推進行動計画(素案)の概要

環境教育の定義
 「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場所において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他の環境の保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。」

策定の背景

【社会的背景】

- ・日常生活や事業活動に起因する環境問題の拡大
- ・東日本大震災後の価値観や意識の変化
- ・本県の豊かな自然の恵みの再認識
- ・エネルギーの地産地消の推進
⇒ 環境教育の果たす役割がますます重要に

【国の環境教育をめぐる動き】

- ・法（環境教育推進法→環境教育等促進法）、基本方針の改正
⇒ 都道府県等による行動計画の作成が努力義務

計画の趣旨

- ・環境教育を推進する上での基本的な考え方、各主体の役割と協働取組の方向性、県の施策の方向性を明示
- ・様々な場における環境教育に関する具体的な取組みを体系的にわかりやすく整理
⇒ 環境教育の積極的な推進や環境保全に関する実践活動の促進

計画の位置づけ

- ・環境教育等促進法（第8条）に基づく県の行動計画
- ・地球温暖化対策条例（第21条）に基づく地球温暖化防止に関する教育・学習の指針

基本的な考え方

【環境教育の目的】

環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、自ら行動できる人材の育成

- ・環境保全のために求められる人間像
- ・環境教育が育むべき能力
- ・環境教育の内容として重視する点
 - ①人と環境との関わり、環境に関連する人間の生活や活動の在り方の両方を学ぶ
 - ②環境問題を公平な態度で客観的かつ多角的にとらえる
 - ③豊かな環境を大切に思う心、いのちを尊ぶ豊かな感性を育む
 - ④ライフステージに応じた環境教育に取り組む
 - ⑤ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえる
 - ⑥環境教育の内容に地域の特色をいかす、地域を教材として学ぶ

様々な場における環境教育と実践例

連携・協働した取組

家庭

【取組みの方向】

- ①家族で自然とふれあい、環境を大切にする心を育む
- ②家庭で環境活動に取り組み、環境への関心を高め、理解を深める
- ③地域の活動に参加する

＜段階的な実践＞

- Step1 身近な自然とふれあう
- Step2 わが家のごみやエネルギーを調べる
- Step3 暮らしの中でできることを考える
- Step4 エコライフを実践する
- Step5 地域に活動を広げる

学校等

【取組みの方向】

- ①段階的、継続的な指導計画を作成する
- ②指導内容や指導方法を工夫する
- ③家庭や地域社会、企業と連携する

＜段階的な実践＞

- Step1 身近な自然を体験する
- Step2 環境問題について調べ、話し合う
- Step3 エネルギー使用量などをチェックする
- Step4 節水・節電など、できることから取り組む

職場

【取組みの方向】

- ①事業活動による環境への負荷の低減に取り組む
- ②地域社会や学校の環境教育への支援を行う

＜段階的な実践＞

- Step1 環境に配慮して事業活動を進める
- Step2 従業員への環境教育を進める
- Step3 地域や学校が行う環境教育を支援する

地域社会

【取組みの方向】

- ①地域社会の環境について学習し、話し合う
- ②地域社会で取り組みを実践する
- ③家庭や学校、企業と連携する
- ④ネットワークを形成する

＜段階的な実践＞

- Step1 地域の自然に目を向け、環境について考える
- Step2 地域で連携して環境活動に取り組む

県の施策

○ 人材の育成・活用

- ・環境学習指導者派遣事業の実施
- ・山梨環境科学カレッジ・カレッジ大学院の開催 等

○ 情報の提供

- ・ホームページを活用した環境学習の支援、小中学校の取組紹介、講演会等の情報提供
- ・環境ライブラリーによるビデオやパネルの貸出 等

○ 環境学習の機会の提供

- ・フォーラムや講演会の開催など様々な学習機会の提供、体験の機会の場の認定 等

○ 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

- ・エコライフ県民運動の推進
- ・やまなし環境学習プログラムの普及
- ・やまなし省エネ県民運動の推進 等

○ 本県の特色をいかした環境教育の推進

- ・豊かな自然環境をいかした森林環境教育の推進
- ・長い日照時間や豊富な水資源を活かしたクリーンエネルギーに関する環境教育の推進 等

○ 協働取組の推進

- ・やまなしクリーンキャンペーンの実施
- ・環境パートナーシップやまなしの活動の推進
- ・レジ袋削減の推進